

鳥取県教育振興基本大綱(案)

平成27年6月
鳥 取 県

1 策定の趣旨

平成26年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、平成27年度から各地方公共団体の長には、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を明らかにするための「教育に関する大綱」の策定が求められることになりました。

平成24年3月、本県では「教育振興協約」を締結し、知事と教育委員会とが連携した取組をスタートさせるとともに、平成25年5月には知事、教育委員会、そして民間委員による「教育協働会議」を設置し、協約に基づく施策の点検や検討を行うなど、鳥取県の子どもたちの未来のための教育振興に先行的に取り組んできました。

「教育に関する大綱」は、「鳥取県教育振興基本計画」を基本とし、教育振興協約を発展させて、「教育振興基本大綱」（中長期的な取組の方向性を定めるもの）及び「教育振興プラン」（毎年度の実施方針を定めるもの）により構成するもので、このうち本書は「教育振興基本大綱」について定めるものです。

2 基本方針

- (1) 学ぶ意欲を高める学校教育の推進
～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～
- (2) 社会全体で学び続ける環境づくり
～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～
- (3) 学校を支える教育環境の充実
～安全・安心に学べる教育環境づくり～
- (4) 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実
～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～
- (5) スポーツ・文化の振興
～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の継承、創造、再発見～

3 計画期間

平成27年度から平成30年度までの4年間

※毎年度の実施方針を定める「教育振興プラン」は毎年度策定

4 進行管理

- (1) 知事と教育委員会とは随時協議・調整を行いながら施策の進行状況や効果を検証し、施策の着実な推進を図ります。
- (2) 教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして迅速に施策に反映させます。

基本方針及び主な取組

1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

小中一貫教育の推進、小中高連携による教科指導の体制づくり、幼保小連携の推進、ICT利活用などの授業改革の推進、教員の指導力の向上、グローバル化に対応した英語教育の推進、キャリア教育の充実 など

2 社会全体で学び続ける環境づくり

～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～

学校、家庭、地域が連携して子どもを育てる体制づくりの推進、ふるさと教育の推進、科学・ものづくり教育の推進、学ぶ意欲が高まる教育の推進、道徳教育の推進、社会教育の推進、主権者教育の推進 など

3 学校を支える教育環境の充実

～安全・安心に学べる教育環境づくり～

いじめ防止への取組の充実、安心して学べる学校教育の推進、メディアとの正しい接し方の教育啓発の推進、魅力ある学校づくり、教職員の多忙感解消、安全教育の推進 など

4 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実

～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

障がい児への支援体制の充実、就労支援、手話教育の推進、障がいの理解・啓発 など

5 スポーツ・文化の振興

～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の継承、創造、再発見～

運動・スポーツ活動の充実、トップアスリートの育成、文化芸術に親しむ環境づくり、文化財を知り・接する機会の創出 など

1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

人口が少ない本県においては、地域全体の力を高め、地域の中で優れた人材を育てていく必要があります。ふるさと鳥取県で生まれ育った優れた人材は、県内経済や地域社会を支える次代の担い手となるほか、県外で就労・生活されてもリターン後に、豊富な経験や知識、技能等を生かして県内で活躍し県を支え、また県外から鳥取県を応援するなど、様々な形態での鳥取県への貢献・支援も期待できます。

このため、子どもたちの特長、長所を更に伸ばし、確かな学力の定着・向上を図るため、幼児期から高等学校期までの連続した鳥取ならではのきめ細やかな教育を推進し、子どもたちの学ぶ意欲を高めるための取組を進めていきます。

加えて、ICTの利活用、グローバル化に対応した英語教育、主体的・協働的に学ぶためのアクティブ・ラーニングなど様々な授業改革を進めるとともに、教員の指導力向上、キャリア教育の充実など、教育現場の活性化を図り、子どもたちの学びの質の向上に取り組みます。

【取組の方向性】

- ① 地域住民との協働・連携による小中一貫教育を推進するため、地域で目指す子ども像を共有し、学校と地域が一緒に子どもを育てる体制づくりを推進します。
- ② 小中高を見通した学習内容の定着と応用力を伸ばすため、鳥取発スクラム教育による校種を超えた教科指導体制づくりを進めます。
- ③ 幼児教育から小学校教育への滑らかな移行を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園等の教職員の理解と指導力を高めるとともに、「遊びきる子どもの育成」を目指した幼保小連携による幼児教育の充実を図ります。
- ④ 主体的・協働的に学ぶ人材を育成するため、少人数学級の取組やアクティブ・ラーニング型の授業実践など、学力向上に向けた授業改革を推進します。

- ⑤ 授業の質の向上等を図るため、ICT教材の活用や教員のICT活用指導力の向上など、ICT活用教育を推進します。
- ⑥ 新たなエキスパート教員の認定や研修機会の拡充、優れた指導技術の普及など、教員の指導力の向上に取り組みます。
- ⑦ 着実な英語力向上を目指して、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の総合的育成を重視した授業改革、教員の指導力向上など、グローバル化に対応した英語教育を推進します。
- ⑧ 子どもたち一人ひとりが「生きる力」を身につけ、社会的・職業的に自立していくとともに、地域ニーズに対応できる多様な人材を育成するため、発達段階に応じた系統的・体系的なキャリア教育活動を推進します。
- ⑨ 子どもたちに豊かな学習機会を提供するため、土曜日に学校・家庭・地域等との連携による授業や体験活動を行うなど、教育環境の充実を図ります。

2 社会全体で学び続ける環境づくり

～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～

ふるさと鳥取県を愛し、自立して心豊かに生きる人材を育てていくためには、教育に対する考え方を地域と共有し、地域とともに教育・人づくりを進めていく必要があります。

このため、社会全体の教育力を向上させるとともに、学校・家庭・地域が連携・協働して、教育の充実や地域活性化に向けた取組を促進していきます。

加えて、自然・歴史・文化など地域資源や科学・ものづくりの楽しさを知る機会の充実、子どもたちの夢を実現しようとするチャレンジ精神の育成、異世代と交流し触れ合う機会を創出するなど社会教育を推進します。

子どもたちの地域活動への参加促進や主権者教育を推進するなど、社会の一員としての自覚と責任を促します。

【取組の方向性】

- ① 子どもたちの健やかな成長を育むため、学校支援ボランティアの活躍や放課後子ども教室等の取組の充実を図るなど、学校、家庭、地域が連携して子どもを育てる体制づくりを推進します。
- ② 「ふるさと鳥取」に愛着と誇りをもった人材を育てていくため、地域と連携して、自然、歴史、文化財などの優れた地域資源を活用した「ふるさと教育」を推進します。
- ③ 子どもたちの知的好奇心を醸成するため、観察、実験など体験を通じた学習を推進するなど、科学・ものづくりの楽しさを知る機会の充実を図ります。
- ④ 子どもたちの学習意欲の向上や起業・創業など夢の実現に向けた意欲を高めるため、自主的な取組を支援するなど、学ぶ意欲を高める教育を推進します。
- ⑤ 児童生徒の豊かな心の育成、規範意識の向上のため、学校、家庭、地域社会の相互の連携を生かした一体的な道德教育を目指します。

- ⑥ 保護者同士の交流の推進や保護者への多様な学習機会の提供、関係機関と連携した相談体制の整備に取り組むなど、家庭教育の充実を図ります。
- ⑦ 低所得世帯やひとり親家庭等の子どもの教育機会の確保のため、地域の協力などによる放課後等を活用した学習支援の取組を進めます。
- ⑧ 学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成を推進するため、公民館等の社会教育施設をはじめとして地域での学習機会を拡充し、さまざまな自然体験・社会体験にチャレンジする機会や多くの世代が交流しふれあう機会を創出するなど、持続可能な社会を支える人材づくりを目指して社会教育を推進します。
- ⑨ 将来を担う子どもたちの政治や選挙に対する関心を高め、主体的に社会に参画する力の育成を図るため、模擬投票等を通じた体験型学習に取り組むなど主権者教育を推進します。
- ⑩ 県民誰もが教養を高め、心豊かに人生を送ることができるよう、子どもをはじめ誰もが読書に親しむための機会充実、図書館・博物館など社会教育施設の機能充実をはじめ、多くの世代が生涯にわたって学ぶことができる場を提供するなど、生涯学習環境の充実を図ります。

3 学校を支える教育環境の充実

～安全・安心に学べる教育環境づくり～

子どもがのびのびと学ぶためには、安全・安心な学習・生活環境を整える必要があります。

このため、学校と家庭、地域、関係機関が一丸となっていじめ防止に総合的に取り組むとともに、不登校対策や情報モラル教育などに取り組みます。

加えて、魅力ある学校づくりに地域と連携して取り組むとともに、通学路の安全対策や教職員の多忙感解消に向けた取り組みも進めます。

【取組の方向性】

- ① 子どもたちがのびのびと学べる学校教育を推進するため、学校、家庭、地域が一丸となっていじめの未然防止、早期対応の取組を充実するなど、いじめ防止に総合的に取り組みます。
- ② 不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援のため、教職員の対応力向上に取り組むとともに、ソーシャルスキルトレーニング等を活用した学級づくり・人間関係づくりに取り組むなど、安心して学べる学校教育を推進します。
- ③ 急速な情報化の進展の中、子どもたちの健全な成長を支えるため、スマートフォン等のインターネットとの正しいつきあい方など情報モラル教育や保護者への啓発を推進します。
- ④ 時代のニーズや地域の実情に応じた県立学校の在り方や、全国からの生徒募集についても検討を進めるとともに、地域と連携した教育活動の実施など、学校の魅力づくりを進めます。
- ⑤ 教職員が子どもたち一人ひとりと向き合える環境を整備するため、教職員の過重負担・多忙感の解消に取り組めます。
- ⑥ 子どもたちの安全・安心な教育環境づくりを進めるため、通学路の安全対策をはじめとした交通安全や防災、防犯などの安全教育に取り組めます。
- ⑦ 子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康な生活をおくる基礎づくりのため、健康教育の充実や食育の推進に取り組めます。
- ⑧ 環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する子どもを育成するため、鳥取県版環境管理システム（TEAS）の取得や自然エネルギーの導入など、環境教育を推進します。

4 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実 ～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加している中、障がいのある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、輝ける存在として社会でいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりのニーズに対応した教育を進めていくとともに、障がいに対する県民の理解を深め、共生の心を育む地域づくりを進めていくことが重要です。

このため、障がいの早期発見、早期支援に取り組み、幼児期から高等学校期まで連続性ある教育を推進するとともに、在学中から学校と労働、福祉等関係機関との連携を強め、就労支援と職場定着に取り組みます。

加えて、全国初の手話言語条例の制定をきっかけとして、ろう及び手話への理解促進や手話を学ぶ機会の拡大を図るとともに、県民への障がいの理解・啓発を図ります。

【取組の方向性】

- ① 障がい児の支援体制の充実を図るため、障がいの早期発見、早期支援を行う取組を進めるとともに、特別支援学校の専門性を強化することで、地域の学校への支援体制強化に取り組みます。
- ② 県民への発達障がいの理解・啓発を図るほか、幼児期、小学校期から高等学校期まで連続性のある障がい児教育を推進するとともに、学校と労働、福祉等の関係機関との連携を深め、児童生徒等への適切な指導・支援体制の充実を図ります。
- ③ 学校における手話教育を推進するため、特別支援学校への手話普及コーディネーターの配置や手話普及支援員の学校派遣など、ろう及び手話への理解促進や手話を学ぶ機会の拡大を図ります。
- ④ 特別支援学校に定着支援コーディネーターを配置し、企業、労働及び福祉等の関係機関と連携しながら、ジョブマッチングや就職後のフォローアップを行う取組を強化するなど、特別な支援が必要な生徒の職場定着を推進します。

5 スポーツ・文化の振興 ～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の 継承、創造、再発見～

運動・スポーツは、子どもたちの体力を向上させ、豊かな心と健やかな体を育む基礎となります。本県出身の選手の世界や全国の舞台での活躍は、県民に夢や希望をもたらし、明るく豊かで活力に満ちた社会を創造します。

また、本県の先人たちが育んだ伝統と個性のある文化・芸術に県民が触れ、地域への理解と絆を深めることは、郷土を愛し、豊かな人間性を持った人材の育成につながります。

このため、子どもたちの運動機会の確保・充実、必要な環境整備を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とし、世界や全国で活躍する選手の育成に取り組みます。

加えて、県民が文化芸術に親しむ環境づくりを進めるとともに、文化財を知り、接する機会の創出にも取り組みます。

【取組の方向性】

- ① 子どもたちの運動意欲を引き出し、体力向上を図るため、体育学習や運動遊び等の運動機会の確保・充実、校庭の芝生化などの環境整備に取り組みます。
- ② 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を絶好の機会と捉え、ジュニア期からの一貫指導体制の一層の充実や、県民と国内外トップ選手との交流機会の創出に取り組むなど、世界や全国で活躍する選手を育成します。
- ③ 子どもたちの豊かな人間性の育成と、共生社会実現のため、文化芸術活動を通していきいきと活躍できる場の充実を図ります。
- ④ 県民が多彩な文化芸術に親しみ、豊かな感性を磨くため、自然、歴史・民俗、美術等に触れる拠点の整備も含め、県民が文化芸術に親しむ環境づくりを推進します。
- ⑤ 県民の財産である文化財や伝統文化の保存と次世代への継承を進めるほか、教育や観光など様々な場面での活用を進めるなど、文化財を訪れる楽しさを伝え、接する機会の創出に取り組みます。